

令和4年度

各会計予算書

芦屋市

第18号議案

令和4年度芦屋市一般会計予算

令和4年度芦屋市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,926,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年2月15日提出

芦屋市長 伊藤 舞

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
01 市税		千円 22,925,617
	01 市民税	12,818,191
	02 固定資産税	7,740,670
	03 軽自動車税	52,072
	04 市たばこ税	283,111
	06 入湯税	22,393
	08 事業所税	69,018
	10 都市計画税	1,940,162
02 地方譲与税		169,000
	01 地方揮発油譲与税	36,000
	02 自動車重量譲与税	123,000
	04 森林環境譲与税	10,000
03 利子割交付金		26,000
	03 利子割交付金	26,000
04 配当割交付金		173,000
	04 配当割交付金	173,000
05 株式等譲渡所得割交付金		367,000
	05 株式等譲渡所得割交付金	367,000
06 法人事業税交付金		87,000
	06 法人事業税交付金	87,000
07 地方消費税交付金		1,874,000
	07 地方消費税交付金	1,874,000
08 環境性能割交付金		15,000
	08 環境性能割交付金	15,000
09 ゴルフ場利用税交付金		2,700
	09 ゴルフ場利用税交付金	2,700
10 地方特例交付金		40,000
	10 地方特例交付金	40,000
11 地方交付税		450,000

款	項	金額
		千円
	11 地方交付税	450,000
12 交通安全対策特別交付金		13,000
	12 交通安全対策特別交付金	13,000
20 分担金及び負担金		253,317
	01 分担金	182
	02 負担金	253,135
21 使用料及び手数料		1,357,286
	01 使用料	1,168,742
	02 手数料	188,544
22 国庫支出金		5,491,124
	01 国庫負担金	4,228,797
	02 国庫補助金	1,242,143
	03 国庫委託金	20,184
23 県支出金		2,503,818
	01 県負担金	1,762,026
	02 県補助金	500,462
	03 県委託金	241,330
24 財産収入		625,784
	01 財産運用収入	73,781
	02 財産売却収入	552,003
25 寄附金		94,991
	25 寄附金	94,991
26 繰入金		3,096,802
	01 基金繰入金	2,996,697
	02 他会計繰入金	100,105
27 繰越金		1
	27 繰越金	1
28 諸収入		1,213,760
	01 預金利子	30
	02 延滞金，加算金及び過料	20,280
	03 貸付金元利収入	45,551

款	項	金 額
	04 公營企業貸付金元利収入	千円 378,209
	20 雑入	769,690
29 市債		2,146,800
	29 市債	2,146,800
歳 入	合 計	42,926,000

歳 出

款	項	金 額
01 議会費		千円 407,658
	01 議会費	407,658
02 総務費		4,573,827
	01 総務管理費	3,575,859
	02 徴税費	500,334
	03 戸籍住民基本台帳費	369,458
	04 選挙費	86,844
	05 統計調査費	11,870
	06 監査委員費	29,462
03 民生費		15,548,822
	01 社会福祉費	6,161,015
	02 老人福祉費	2,051,096
	03 児童福祉費	5,976,059
	04 生活保護費	1,352,945
	05 災害救助費	7,707
04 衛生費		4,233,630
	01 保健衛生費	2,538,519
	02 清掃費	1,677,688
	03 上水道費	17,423
05 労働費		22,416
	02 労働諸費	22,416
06 農林水産業費		27,180
	06 農林水産業費	27,180
07 商工費		183,850
	07 商工費	183,850
08 土木費		6,225,032
	01 土木管理費	80,516
	02 道路橋梁費	778,548
	04 都市計画費	5,045,352
	05 住宅費	320,616

款	項	金額
09 消防費		千円 1,514,699
	09 消防費	1,514,699
10 教育費		5,720,309
	01 教育総務費	1,159,020
	02 小学校費	377,329
	03 中学校費	1,489,402
	05 幼稚園費	305,861
	06 社会教育費	1,437,062
	07 保健体育費	951,635
11 災害復旧費		10,000
	01 公共施設災害復旧費	10,000
12 公債費		4,356,907
	12 公債費	4,356,907
13 諸支出金		1,670
	01 普通財産取得費	1,670
30 予備費		100,000
	30 予備費	100,000
歳 出	合 計	42,926,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
芦屋市環境処理センター 施設整備基本計画策定業務	令和5年度から 令和6年度まで	21,400 千円
芦屋市環境処理センター 長期包括的運營業務	令和5年度から 令和11年度まで	16,100
阪神福祉事業団のななくさ 厚生院移転改築整備工事 資金借入金にかかる損失補償	令和5年度から 令和24年度まで	33,754
市県民税賦課業務 (令和5年度課税分)	令和5年度	7,100
市県民税収納代行業務	令和5年度	2,640
芦屋すこやか長寿プラン21 計画策定業務	令和5年度	3,828
第4次健康増進・食育 推進計画策定業務	令和5年度	2,158

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
集会所整備事業	千円 47,700	普通貸借又は証券発行の方法により、国又は銀行その他から借り入れる。	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。なお、借入先の融通条件に変更のあるときはその融通条件に従う。ただし、財政の都合その他によっては、定額以上を償還し、又は左記利率の範囲内で借り換えすることができる。
清掃施設整備事業	11,200			
道路橋梁整備事業	92,300			
市街地再開発事業	707,800			
消防防災施設整備事業	51,100			
災害対策事業	44,200			
教育指導研究施設整備事業	12,800			
小学校施設整備事業	16,400			
中学校施設整備事業	887,700			
社会教育施設整備事業	275,600			

第19号議案

令和4年度芦屋市国民健康保険事業特別会計予算

令和4年度芦屋市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,806,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000千円と定める。

令和4年2月15日提出

芦屋市長 伊藤 舞

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
01 国民健康保険料		千円 2,127,149
	01 国民健康保険料	2,127,149
02 使用料及び手数料		776
	01 手数料	776
03 国庫支出金		164
	02 国庫補助金	164
06 県支出金		6,649,511
	02 県補助金	6,649,511
08 財産収入		62
	01 財産運用収入	62
09 繰入金		1,018,769
	02 他会計繰入金	1,018,769
10 繰越金		1
	01 繰越金	1
11 諸収入		9,568
	02 延滞金, 加算金及び過料	4,030
	20 雑入	5,538
歳 入 合 計		9,806,000

歳 出

款	項	金 額
01 保険総務費		千円 213,748
	01 保険管理費	213,748
02 保険給付費		6,366,365
	01 療養諸費	6,323,700
	02 任意給付費	42,665
06 国民健康保険事業費納付金		3,089,547
	01 医療給付費分	2,137,253
	02 後期高齢者支援金等分	672,658
	03 介護納付金分	279,636
11 保健事業費		113,766
	01 保健事業費	42,698
	02 特定健康診査等事業費	71,068
12 公債費		1
	01 公債費	1
13 諸支出金		12,573
	01 諸支出金	12,573
30 予備費		10,000
	30 予備費	10,000
歳 出 合 計		9,806,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
保 険 料 収 納 代 行 業 務	令 和 5 年 度	1,584 千円

第20号議案

令和4年度芦屋市公共用地取得費特別会計予算

令和4年度芦屋市の公共用地取得費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ958,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和4年2月15日提出

芦屋市長 伊 藤 舞

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
01 財産収入		千円 480,882
	02 財産売却収入	480,882
02 繰入金		4,328
	02 繰入金	4,328
03 繰越金		1
	03 繰越金	1
04 諸収入		73,689
	20 雑入	73,689
05 市債		399,100
	05 市債	399,100
歳 入 合 計		958,000

歳 出

款	項	金 額
01 用地費		千円 410,512
	01 用地買収費	410,512
02 公債費		487,949
	02 公債費	487,949
03 諸支出金		58,539
	03 諸支出金	58,539
30 予備費		1,000
	30 予備費	1,000
歳 出 合 計		958,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得 事 業	千円 399,100	普通貸借又は証券発行の方法により、国又は銀行その他から借り入れる。	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。なお、借入先の融通条件に変更のあるときはその融通条件に従う。ただし、財政の都合その他によっては、定額以上を償還し、又は左記利率の範囲内で借り換えすることができる。

第21号議案

令和4年度芦屋市都市再開発事業特別会計予算

令和4年度芦屋市の都市再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ806,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料，職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年2月15日提出

芦屋市長 伊藤 舞

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
06 財産収入		千円 6,224
	01 財産運用収入	6,224
08 繰入金		798,953
	08 繰入金	798,953
09 繰越金		1
	09 繰越金	1
10 諸収入		822
	20 雑入	822
歳 入 合 計		806,000

歳 出

款	項	金 額
01 都市再開発事業費		千円 796,000
	01 芦屋駅北地区再開発事業費	4,154
	02 芦屋駅南地区再開発事業費	791,846
30 予備費		10,000
	30 予備費	10,000
歳 出 合 計		806,000

第 2 2 号議案

令和 4 年度芦屋市駐車場事業特別会計予算

令和 4 年度芦屋市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 48,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 1 5 日提出

芦屋市長 伊 藤 舞

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
03 使用料及び手数料		千円 47,999
	01 使用料	47,999
09 繰越金		1
	09 繰越金	1
歳 入 合 計		48,000

歳 出

款	項	金 額
01 駐車場事業費		千円 47,000
	01 駐車場事業費	47,000
30 予備費		1,000
	30 予備費	1,000
歳 出 合 計		48,000

第23号議案

令和4年度芦屋市介護保険事業特別会計予算

令和4年度芦屋市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,638,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年2月15日提出

芦屋市長 伊 藤 舞

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
01 介護保険料		千円 2,014,592
	01 介護保険料	2,014,592
03 使用料及び手数料		240
	02 手数料	240
04 国庫支出金		2,128,570
	01 国庫負担金	1,597,972
	02 国庫補助金	530,598
05 支払基金交付金		2,501,080
	05 支払基金交付金	2,501,080
06 県支出金		1,321,156
	01 県負担金	1,247,701
	03 県補助金	73,455
08 財産収入		300
	01 財産運用収入	300
10 繰入金		1,671,147
	01 一般会計繰入金	1,529,891
	02 基金繰入金	141,256
11 繰越金		1
	11 繰越金	1
13 諸収入		914
	01 延滞金, 加算金及び過料	820
	10 雑入	94
歳 入	合 計	9,638,000

歳 出

款	項	金 額
01 総務費		千円 245,612
	01 総務管理費	153,074
	03 介護認定審査会費	92,538
02 保険給付費		8,758,920
	01 介護サービス等諸費	8,755,920
	05 市特別給付費	3,000
05 地域支援事業費		578,901
	02 介護予防・生活支援サービス事業費	467,858
	03 一般介護予防事業費	51,970
	04 包括的支援事業・任意事業費	59,073
06 基金積立金		300
	06 基金積立金	300
09 諸支出金		44,267
	01 償還金及び還付加算金	2,701
	03 繰出金	41,566
30 予備費		10,000
	30 予備費	10,000
歳 出 合 計		9,638,000

第24号議案

令和4年度芦屋市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和4年度芦屋市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,532,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和4年2月15日提出

芦屋市長 伊藤 舞

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
01 後期高齢者医療保険料		千円 2,203,267
	01 後期高齢者医療保険料	2,203,267
02 使用料及び手数料		136
	01 手数料	136
03 繰入金		317,333
	01 一般会計繰入金	317,333
04 繰越金		1
	01 繰越金	1
05 諸収入		11,263
	01 延滞金, 加算金及び過料	480
	02 償還金及び還付加算金	3,600
	04 雑入	7,183
歳 入 合 計		2,532,000

歳 出

款	項	金額
01 総務費		千円 41,207
	01 総務管理費	38,170
	02 徴収費	3,037
02 後期高齢者医療広域連合納付金		2,486,193
	01 後期高齢者医療広域連合納付金	2,486,193
03 諸支出金		3,600
	01 償還金及び還付加算金	3,600
30 予備費		1,000
	30 予備費	1,000
歳 出 合 計		2,532,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
保 険 料 収 納 代 行 業 務	令 和 5 年 度	291 千円

第25号議案

令和4年度芦屋市^{打出}芦屋財産区共有財産会計予算

令和4年度芦屋市の^{打出}芦屋財産区共有財産会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和4年2月15日提出

芦屋市^{打出}芦屋財産区共有財産管理者

芦屋市長 伊藤 舞

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
02 財産収入		千円 8,498
	01 財産運用収入	8,497
	02 財産売却収入	1
03 繰入金		1,000
	03 繰入金	1,000
04 繰越金		1
	04 繰越金	1
05 諸収入		1
	20 雑入	1
歳 入 合 計		9,500

歳 出

款	項	金 額
01 財産区総務費		千円 9,200
	01 財産区総務管理費	9,200
30 予備費		300
	30 予備費	300
歳 出 合 計		9,500

第26号議案

令和4年度芦屋市^{三条}津知財産区共有財産会計予算

令和4年度芦屋市の^{三条}津知財産区共有財産会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和4年2月15日提出

芦屋市^{三条}津知財産区共有財産管理者

芦屋市長 伊藤 舞

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
01 財産収入		千円 498
	01 財産運用収入	497
	02 財産売却収入	1
02 繰入金		1,700
	02 繰入金	1,700
03 繰越金		1
	03 繰越金	1
04 諸収入		1
	20 雑入	1
歳 入 合 計		2,200

歳 出

款	項	金 額
01 財産区総務費		千円 2,000
	01 財産区総務管理費	2,000
30 予備費		200
	30 予備費	200
歳 出 合 計		2,200

